

回 答 書

令和 7 年 8 月 1 3 日

「令和7～11年度 鳥取労働局の業務用自動車
賃貸借業務一式」に係る 入札ご担当者 様

鳥取労働局 総務部総務課
会計第一係 谷原 和美

「令和 7 ～ 1 1 年度 鳥取労働局の業務用自動車賃貸借業務一式」について、令和 7 年 8 月 7 日に受領した質問書に対し、以下のとおり回答します。

【質問 1】 賃貸契約

満了後に再リース(延長)を行う可能性はありますでしょうか。

【回答 1】

延長の予定はありません。

【質問 2】 割引率の変更

落札から納品までの間に自動車保険の割引率の変更が生じてしまった場合、リース料もそれに応じて増減する形になりますが、変更契約の手続きには応じて頂けるのでしょうか。

【回答 2】

契約変更は予定していません。

【質問 3】 納車の対応

今回仕様に当てはめると令和 8 年 1 月末頃、令和 8 年 3 月末頃に登録を行った後、7 日以内に行うという考えでよろしいでしょうか。

【回答 3】

賃貸借開始日(2月2日(2月1日が休日のため)及び4月1日)までに車両登録の手続きを行うとともに賃貸借開始日から 7 日以内の2月9日(7日目が閉庁日のため翌開庁日)、4月7日までに納車をしていただくことになります。詳細は落札後に調整させていただきます。

【質問 4】 契約書案 第 15 条

いつでも甲の都合により契約解除可能とありますが、解除事由に乙の過失がない状況でも解除の可能性はあるのでしょうか。また、乙に過失がない事由での解除が発生し、それにより乙に損害が発生した場合(初期投資額の回収不可能、予算廃止・減額など)は損害補填請求をさせて頂くことは可能でしょうか。

【回答 4】

いつでも甲の都合により契約解除可能となっていますので、乙に過失がない状況でも解除の可能性はあります。また、乙に過失がない事由での損害については、契約書案の第 17 条 2 をご確認ください。

【質問 5】 契約書について

覚書において契約書に不足している文言を追加することは可能でしょうか。

【回答 5】

軽微な内容であれば相談可能です。仕様の内容を変更するようなものは不可です。

【質問 6】 賠償金について

契約書案 17 条 3 項の賠償金はリース会社が提示する金額(規定損害金)を請求することは可能でしょうか。

【回答 6】

請求は可能ですが、契約書案 17 条 3 項に記載があるように、その中で鳥取労働局が適当と認めた金額を賠償することになります。

【質問 7】 代替え車両の提供義務について

リース車両滅失時、代替車両の提供義務はありますか。

【回答 7】

本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとするとなっています。(契約書案第 33 条)

よって、そのような事案が発生した場合は、甲乙がリース契約の解除や代替車両の取扱い等について双方が誠意をもって検討、協議するものと思料します。

【質問 8】

夏冬タイヤの保管について記載がありませんが、お客様にて保管を頂けますでしょうか。

【回答 8】

鳥取労働局で保管することも可能です。

担当 鳥取労働局総務部総務課会計第一係 谷原
電 話 0857-29-1700